

答弁書第九号

内閣参質一七六第九号

平成二十二年十月十二日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島の表記に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員佐藤正久君提出尖閣諸島の表記に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの防衛省資料「在日米軍提供施設・区域配置図（沖縄）」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、「黄尾嶼」及び「赤尾嶼」という呼称も我が国において従来より使用されてきているものであり、また、「黄尾嶼射爆撃場」及び「赤尾嶼射爆撃場」は、昭和四十七年五月十五日に開催された、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条1の規定に基づき設置された合同委員会において、これらの射爆撃場について同協定第二条1（a）の規定に基づき米軍による使用が許されることが合意された際に用いた名称であり、「黄尾嶼射爆撃場」及び「赤尾嶼射爆撃場」の名称が不適切であるとは考えていない。

いずれにせよ、尖閣諸島が我が国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところであり、現に我が国はこれを有効に支配している。

